役場敷地の問題点

その背景をさぐる

足寄町役場の敷地について土地所有者の高橋安蔵氏は

一、庄内沢町有林との交換調査に よって処理するが、双方の土地を再評価して差額はもらいたい

二、これまでの土地使用料をもらいたい

としているのにたいして、高橋氏から町との交渉をいっさい任された札幌市の海老名弁護士は

町有林との交換調査は無効であるからこの契約は取消す

二、役場敷地は近傍類似の時価で買ってもらいたい

として、本人と代理人との間ではチョッとした味い違いをみせていますが、百一坪余の町有林との交換には不満足で時価の宅地価格による金銭を要求することで一致しており、どちらにしても調査とおりには応じないということで、高橋氏が町長でなくなったのでとしとそは町村合併いらい十三年

浮ばれないお稲荷さん

現在の足寄町役場が建っている土地四千九百五十平方メートル（一千五百坪）はたしかに高橋氏の所有名義ではありますが、役場が建つまでは稲荷神社がまつられていたものでそれをまつったのは高橋氏の先代で同家の守り本尊としての私的な存在でしたが場所がよいとこころから町内の人々も参加してまつるようになって春秋のお祭りも盛大となり、当時の村社と対抗するような勢いとなったので、祭典行事のマツリを行なうために氏子総代を一本化して春祭りは稲荷神社で秋祭りは村社でという交替制でおこなわれるようになったものでした。

そのために昭和三十年当時の旧足寄町と足寄村との合併にさいしての最大の問題であった新役場庁舎の位置を稲荷神社としての交渉相手は高橋氏ではなく氏子総代だったわけで、氏子総代がウンといわなければ稲荷神社を動かすことはできず、最大の焦点だった役場庁舎問題のメドがつかなければ町村合併そのものも実現しなかっただろうといわれています。

つまり高橋氏の所有名義ではあるがすでに稲荷神社に奉納したのも同様の土地であり、その稲荷神社にたいしては旧足寄村社の土地がかりの問題にピリオドがうたれるものと期待されていたのに、案に相違した高橋氏側の出方によって町も調査もこのとろ全く困惑状態にありますが、足寄独得のこの奇妙な問題の背景をさぐってみましょう。

開拓者に無理をかけて

それでも当時の高橋氏は金銭ではダメだ、山林をほしいというので庄内沢の開拓者をムリヤリに説得して同部落の共同放牧地百一坪余をとりあげて高橋氏に提供することにしたのに、いまになって海老名弁護士はこの調査は無効だとしていますが、その理由は

一、調査にさいして自治法で禁ぜられている（自己に関係する調査に参与できない）されるべき高橋氏が調査席にいた

二、交換の調査のほかに必要な契約についての調査をしていない

三、直ちに交換するとしながら引渡していない

などを指しているようですが、そのことを主張すればするほど高橋氏がいかに自治法をわきまえない調査であったかを自ら証明することであり、それらの自治法上の違反はこんど再提案して調査すればスッキリと是正できるし、開拓財産であった関係上直ちに引渡しのできない事情にあったことは調査としての高橋氏が承知していたことであり、調査無効云々を主張するのならばすくなくとも役場庁舎の建築にとりかかる前にもち出すべきものだったといえましょう。

高橋氏は役場庁舎の建築にとりかかった昭和三十二年から今日までの土地使用料を要求していますが、稲荷神社のあった時代から同地については町は固定資産税は免除しており、一方、高橋氏に引渡すべき庄内沢町有林の立木は年々成長していつているなどの事情を勘案して使用料云々の必要はないとしてきたものです。

高橋氏はそれでも「交換調査で処理する」といつており、ただそれに加えて「双方の土地を再評価して差額はもらいたい」といつているのだから丸つきりのヒョウ変ではなく、財産価値の変動によって再評価を主張するのも止むを得ないとの見方もありますが、百一坪余の山林だけでは交換に応じないということは、そのことは自らが調査したことを認めない従わないということであって調査の無効を主張するのと全く同じことになります。

その上、問題の百一坪余の土地が開拓者のための共同放牧地であるためにこれを山林に転用替えして高橋氏に引渡せる手続きが完了したのが昭和三十五年でその前年から高橋氏は町長だったので、高橋氏自らが交換調査を強行すべき立場にありながらなぜか実行をおくらせているあいだに、昭和三十八年になって自治法が改正されて町長は町有財産を自分のものにすることが禁止となり本年まで交換は不可能となったが、やればできた三カ年のあいだに役場となりの土地が三、三平方メートル（一坪）三万一千五百円で足寄郵便局が買った実例が山林よりも金になる方が得策と変った動機とみられています

トタンに君子ヒョウ変

しかもことしの四月まで町長の立場にあった高橋氏は町議会において「この問題で質問をうけるたびに『町長でなくなった時点で速やかに調査とおりの交換によって解決する』と耳にタコのできるほどくり返しくり返し答弁してきたもので、それでも調査では高橋氏が町長から『町民となった場合にヒョウ変されては困るとして総務委員会に付託して調査のダメ押しをしたものの入った指摘を請じたほどでしたが、あにはからんや町長選に敗北するやトタンに君子ヒョウ変したものといえましょう。

畑作に価格政策がない

新村道議　道に試案を要求

（第一面から）

年に八百億円も一千億円もの利益をあげている大企業が八十社もあり、そこから二千億円や三十億円をとつてもビクともするものではない

一、社会党はなんでも反対という人がいるが、重要法案をめぐつて与党自党が激突する場面だけが新聞やテレビで大きくとりあげられるためで、実際には百七十一件のうち百三十四件は社会党が賛成で通過している、そのうち七割は修正なり付帯意見をつけるなりして可決しており、三割は国民の生活に必要なものとして無条件で通している。

などの報告がありました。

つづいて新村道議から定例第二回の道議会において町村知事にたいして質問した農政上の四点を中心にして

一、道の総面積六百四十五万ヘクタールのうち農耕地は、水田が二十三万ヘクタール、畑が五十八万ヘクタール、草地が二十万ヘクタール、放牧地が十万ヘクタールの計百十二万ヘクタールでわずかに十四%の耕地率であるにすぎない、ヨーロッパのEEC加盟国の平均六十五%の耕地率にたいしてせめて三十%の耕地率とすべきである。十勝の場合は現在二十三万ヘクタールの農耕地にたいして可耕適地が二十六万ヘクタールある。

一、金融体系の問題としては金利は二分に、すくなくとも三分以下にすべきで、コマギレ融資ではなくセット融資とすべきである

一、EEC加盟国でも生産と輸入については国が手をうつており自国の食糧は自国で作つてゆく考えで位置づけされており、スイスでも食糧の八十%は自国で作り、しかも耕地率は六十五%である、日本は工業製品を輸出して安い食糧を輸入しようとしていま、原料乳は一応指示価格があるが豆類には価格政策がなく穀物取引所に上場されて消費者にも生産者にも関係なく取引きされている、私はさきほどの農務委員会において豆類の価格安定のための試案を出すように要求し、農務部長は九月の定例会に提出することになつた

一、負債整理の問題は夕ナあげか長期低利に切り替えるべきであるとして前議会において社会党は年二分、十年据え置き、五十年償還を主張したが、自民党の年三分、七年据え置き、三十年償還が条件つきで調査された、しかし内地は畜産農家が一割五分、果菜農家が八割五分で負債整理の問題をかかえているのは北海道と東北の一部だけなので政府としては法の改正が難しい状況にあるので、道にたいして利子補給を要求したが、七十六億円の負担となるので知事は慎重にと答弁しており、さらに九月の農務委員会で要求するなどの報告がありました。

このあと、社会党の在り方、健保特例法の成立による国民生活への影響、農業後継者の問題、酪農経営の実態などについての質疑からの質問にたいして、美濃代議士新村道議からそれぞれ答弁がありました。

食堂部新設

味自慢の

おでん定食

みなさまの

食堂えちごや

足寄町三笠通り

越後屋旅館

電話一一一番

技術に生きる

テレビ

ラジオ

ステレオ

レコード

ビクター

有限会社ミネデンキ

足寄駅前　電話142番

家具と建材のデパート

新店舗落成！

あなたの快的で豊かな住いと暮しのために御用命をお待ちいたします！

佐藤家具建材店

足寄駅前　電話221番

新型チエンソー販売！

各機種チエン在庫豊富

値下げ断行！

米国製マッカラー	4、5馬力	83、000
	8 馬力	88、000
西独製 スチール	6馬力	100、000
	6、5馬力	110、000
国産 共立エコー	5馬力	74、000
	7馬力	86、000
米国製 ポーラン	6馬力	90、000
	7馬力	107、000

（置戸ガッチャー入荷）

有限会社鈴木鋸刃物店

足寄町大通り　電話307番